

アジア・太平洋21カ国・地域の税制比較

制度基準日：2026年10月12日

海外進出・移住のための一覧表 | OneAsiaの20カ国・地域＋スリランカ

通常制度の基本税率・最高税率を中心に整理。法人・個人、所得税・取引税を区別しています。詳細条件・一次資料は各国名のリンク先をご確認ください。

国・地域	法人税	個人所得税	消費税等	居住個人の国外所得・資産運用	相続・贈与	外国法人への源泉税（条約軽減前）	対日条約等
 日本	国税23.2%。地方税等別。26年4月以後開始年度は防衛特別法人税も。中小軽減あり。	国税最高45%＋復興税・住民税	標準10%、軽減8%	原則全世界所得（非永住者特則）。株式益は通常20.315%。配当・利子は区分別、不動産は保有期間等で異なる。高額所得者の追加負担に注意。	相続税・贈与税あり。海外移住で直ちに課税対象外とはならない。	配当20.42%（一定上場15.315%）。利子20.42%（預金・債券等15.315%）。使用料20.42%。	国内比較の基準
 韓国	国税10・20・22・25%（2026年～）。地方所得税別。	国税最高45%＋地方所得税	10%	原則全世界。外国人は過去10年中居住5年以下なら国外所得は国内支払・送金分。利子・配当は総合課税判定、株式・不動産益は区分別。	相続税・贈与税あり。	配当・使用料22%。利子通常22%、一定債券15.4%（地方税込み）。	あり
 中国	標準25%。優遇制度別。	総合所得最高45%、事業最高35%	13・9・6%（取引別）	国外所得は住所・居住年数等の外国人特則あり。利子・配当・財産譲渡は原則20%だが、上場株・預金等の免税軽減を個別確認。	独立の遺産税・贈与税は確認されず。資産移転の他税は別。	配当・利子・使用料通常10%。VAT等は別途検討。	あり
 台湾	20%。未分配利益追加税・基本税額は別。	最高40%	5%	国外所得も基本税額（AMT）の対象になり得る。配当は総合課税／28%分離課税。非上場株益等はAMT対象。利子・不動産は区分別。	遺産税・贈与税とも10・15・20%累進。	配当21%。利子20%（一定債券等15%）。使用料20%。	日台民間取決め＋国内法
 フィリピン	原則25%。所得・資産要件を満たす小規模法人20%。登録事業優遇別。	最高35%	12%	居住外国人は原則国内源泉（居住国民は全世界）。国内配当原則10%、国内預金等利子20%。取引所外株式益15%。取引所・不動産は別制度。	遺産税・贈与税とも6%。控除・対象財産の範囲は異なる。	原則25%。配当tax-sparing、借入利子等の例外あり。	あり
 香港	16.5%。適格な最初のHKD200万利益は8.25%。	給与累進最高17%と標準15・16%方式の低額	一般的VAT・売上税なし	原則香港源泉。個人投資の資本譲渡益は原則対象外だが事業的売買は課税対象。配当・個人利子は一般的源泉税なし。株式・不動産印紙税別。	遺産税2006年廃止。独立の贈与税なし。印紙税等は別。	配当・利子原則なし。使用料通常実効4.95%（関連者・二段階税率等の例外）。	あり
 モンゴル	所得MNT60億以下10%、超過部分25%。小規模優遇あり。	給与等10～20%	10%	居住者は国外所得も課税、外国税額控除あり。配当・利子原則10%（一定公開証券5%）、株式益原則10%。不動産は売却収入2%。	当局資料では相続・贈与税法未成立。最新の個別扱いは要確認。	海外法人への支払一般20%。債券等の特則別。	なし
 ベトナム	20%（小規模15%・17%等）	最高35%	標準10%、対象取引8%（26年末まで）	国外所得の詳細未確認。配当等5%、銀行預金利子等免税。証券売却額0.1%、出資持分益20%（取得費等不明は売却額2%）。不動産売却額原則2%。	対象財産の相続・贈与に所得税。2026年法：1回2,000万VND超部分10%。	一次資料による最終確認未了。	あり
 タイ	20%	最高35%	実効7%（法定10%の軽減）	24年以降に居住者として得た国外所得は国内送金課税に注意。SET個人株式益免税、非上場・海外株は別。国内配当10%最終税選択可、利子一般15%源泉。	相続税・贈与所得課税あり。相続は原則1被相続人1億THB超部分。	配当10%／利子15%／使用料15%。	あり
 マレーシア	24%。適格中小企業に軽減。	最高30%	SST：物品5・10%等、役務原則8%・一部6%	国外所得の国内受領免税は条件・期間あり。個人配当は25年度～対象年額10万MYR超部分2%。事業所得と資本取引を区別。不動産等RPGT・利子は別。	相続税廃止記録あり、再導入有無は未確認。贈与のRPGT・印紙税別。	配当0%／利子15%／使用料10%。例外あり。	あり
 シンガポール	17%	最高24%	GST9%	個人国外所得原則免税（国内パートナーシップ経由等別）。私的株式・不動産益原則非課税、事業別。国内one-tier配当・承認銀行預金利子等非課税。	遺産税2008年廃止。贈与時の印紙税等は別。	配当0%／利子15%／使用料10%。条件・免税あり。	あり
 カンボジア	20%	給与税最高20%	10%	国外所得は類型別確認。譲渡益税20%は資産種類により実施時期が異なる。銀行利子源泉：定期6%・随時4%。国内個人配当の現行扱い未確認。	包括的相続・贈与税は確認未了。不動産移転印紙税・家族特例別。	配当14%／利子14%／使用料14%。例外あり。	なし
 ラオス	20%	給与最高25%	10%	国内就労外国人の国内外給与も対象。他国外所得は個別確認。配当10%（国内上場株の益・配当免税）、他株式売却収入2%。融資利子10%、預金利子等免税。	所得税：2親等以内相続免税、3親等以上2%、現金物品贈与等5%。例外あり。	配当10%／融資利子10%／使用料5%。条件確認。	なし
 バングラデシュ	原則27.5%、銀行振込等条件で25%。上場会社・金融等別。	最高30%（付加税別）	標準15%	居住者は原則全世界。国外稼得・適法送金免税は自国籍個人の制度で日本人一般に非適用。個人投資所得の2026年改正後税率・免税要件は未確認。	贈与税法あり。相続税の有無未確認。	配当20%／利子20%／使用料20%（2025年規則）。免税等あり。	あり
 ミャンマー	22%。ヤンゴン上場17%、石油ガス25%。	最高25%	商業税原則5%（VATではない）	居住者は原則全世界（投資法外国人等特則）。一般資産譲渡益10%、石油ガス別。個人株式・不動産の適用や配当・預金利子免税要件は照会未完了。	相続税・贈与税の有無は一次資料で未確認。	課税後利益配当免税／利子15%／使用料15%。	なし
 インドネシア	22%	最高35%	法定12%、通常取引は実効11%	国外所得も対象（一定外国人・再投資等特則）。国内上場株は売却額0.1%、損失でも課税。国内配当10%、国内再投資等で免税。利子・非上場株・不動産別。	相続受領は所得税対象外。土地建物取得税別。贈与免税は対象・条件あり。	配当20%／利子20%／使用料20%。例外あり。	あり
 インド	一般25・30%、選択22%等。付加税・cess別。	最高30%＋付加税・cess	GST主に5・18%、特定40%等	通常居住者は全世界、非通常居住者は別。配当・利子課税。要件を満たす上場株：短期益20%、長期益12.5%（控除等）。他長期益原則12.5%、特則あり。	相続受領非課税。贈与は所得税対象となり得る（親族等例外）。	配当・外貨借入利子・使用料原則20%＋付加税・cess。IFSC配当10%、一定利子5%等。	あり
 スリランカ	標準30%。特定外国所得等15%。	最高36%	18%	国外所得は銀行經由外貨送金等条件で最高15%。個人投資資産益15%（26年6月3日～、上場株等除外）。配当源泉15%、利子前払源泉10%（最終税と別）。	遺産税・贈与税1985年廃止。資産移転の他税は別。	配当15%／利子10%／使用料14%。	あり
 UAE	AED375,000以下0%、超過部分9%。特則あり。	一般個人所得税なし。個人事業は法人税対象も	5%	給与・私的投資・個人的不動産投資は自然人法人税対象事業から除外。配当・利子・譲渡益も私的投資が事業かを区別。国外所得は個別判定。	相続税なし（ドバイ政府資料）。贈与・相続の不動産登記手数料等別。	配当・利子・使用料等の現行源泉税0%。	あり
 オーストラリア	30%、所定のbase rate entity25%。	最高45%＋原則Medicare levy2%	GST10%	原則全世界（一時居住者の国外所得免税特則）。配当・利子・純譲渡益課税。配当税額調整あり。個人12か月以上保有の益原則50%割引、主たる住居免除等。	相続・贈与それ自体の税は原則なし。処分・移転時等のCGT別。	未frank配当30%（frank部分0%）／利子10%／使用料30%。	あり
 ハワイ（米国）	連邦21%＋州4.4～6.4%（単純合算不可）。	連邦最高37%＋州最高11%（単純合算不可）	GET原則4%＋郡加算（VATではない）	市民・連邦居住者は原則全世界、州税別。適格配当・一般長期益0/15/20%＋該当時NIIT3.8%。利子・短期益通常所得。州長期益は最高7.25%の代替計算。	連邦遺産・贈与税、州遺産税あり。州贈与税・相続人課税なし。	米国源泉の配当・利子・使用料：連邦原則30%。利子等例外。州税別。	日米条約。州税適用は別確認

【読み方】対日条約等は日本との所得租税条約等。個人所得税は通常所得の最高税率等。累進税率を全所得に一律適用する趣旨ではありません。地方税・付加税等は記載したものを除き別途確認。源泉税は原則、現地にPEのない外国法人が受け取る配当・利子・使用料についての国内法税率です。

【留意点】全世界所得・送金課税・免税には居住区分等の条件があります。「相続税なし」でも所得税・譲渡益課税・移転税等は別です。未確認は非課税を意味しません。大規模多国籍企業の最低税率課税や各国の優遇制度は別途検討。個別取引への適用を保証する資料ではありません。

【出典・詳細】各国税務当局・法令・財務省等。資料名・リンク・条件の詳細は記事に集約しています：https://www.yanagisawa-accounting.com/blog/asia-pacific-21-tax-comparison/